

平成29年4月3日

設立事業主各位
(回覧指定；人事総務ご担当者殿)

日本ボウリング場厚生年金基金
事務所長兼清算人 橋目 嘉文



解散後記録整理の進捗状況と未支給給付分の手続き勧奨について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から基金の業務運営につきまして、多大なるご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

さっそくですが、標題について下記のとおりご報告とお願いを申し上げます。今後とも基金清算に係る事務作業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 解散記録整理の進捗状況について

当基金では、すでにご報告のとおり国に返還すべき「最低責任準備金」の計算に係る「解散後記録突合」を行っており、このたび解散認可後2回目の検証を終了いたしました。

各位のご協力もあって順調にエラーの解消が進んでおりますが、残念ながら一部未回答先があり、企業年金連合会から3回目の回答を待つ状況にあります。残余財産の分配を予定どおり実施するために、今年8月を目途に記録突合作業を終了したいと存じますので、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。

2. 未支給給付分の手続き勧奨について

前述のように「解散後記録整理」が終盤にさしかかっている状況を踏まえ、「残余財産の確定作業」を並行して行って参ります。

その一環として、当基金が解散前に支給義務を負っている未支給給付分の最終処理を4月から5月にかけて行います。

具体的には、解散認可時点で①「年金」の受給資格を有しながら未請求の方並びに②「脱退一時金」の未請求の方を対象に、4月3日に最終通知を发出し手続きを勧奨するとともに、指定期限までに手続きに応じない方や住所不明者の方については、その該当金額を東京法務局に供託することといたします。貴事業所に係る該当者リストを添付いたしますので、お心あたりのある方がいらっしゃいましたら、ぜひ基金事務局あてご連絡を賜りたくここにお願いを申し上げます。

・年金裁定未手続者 _____ 名 ・脱退一時金未請求者 _____ 名

以上

<送付書類>

1. 年金裁定手続きのご案内（最終）
2. 基金解散に伴う「脱退一時金」受給手続きのご案内（最終）
3. 残余財産の分配に伴う事前手続きのお願い（リーフレット※）
（4. 年金裁定未手続者、脱退一時金未請求者リスト（該当事業主のみ））

※このリーフレットは、解散認可時点で「年金受給者」ならびに「第一種年金受給待期者」の方にも郵送しております。お問い合わせがありましたら、基金事務局にて対応いたしますので、よろしくお取り計らいください。

<連絡先>

日本ボウリング場厚生年金基金 事務局（平日：9:00~17:00）

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町16-6 香取ビル8F

TEL 03-5642-6448

FAX 03-5641-3585